

まさか、うちの子が！？ 携帯トラブル

小中学生の保護者の方へ

ケータイは電話ではない？

いまやケータイ(携帯電話)は電話としてよりコミュニケーションのツールと考えられます。

ケータイからインターネットを利用できることで、欲しい情報が簡単に発信あるいは受信できます。その便利さの一方で、子供が見知らぬ人とも直接つながる危険があることを、大人は深刻に考える必要があります。

その 料金トラブルについて
その 不当請求について
その チェーンメールについて
その 学校裏サイトについて



①料金トラブル

長時間使っていないのに・・・？

料金は通話料、パケット料などの合算です。その内、パケット料は利用時間の長短ではなく情報のデータ量で計算されます。インターネットに頻繁につなぎ、特に音楽、動画、ゲームなどをダウンロードすることで、思わぬほど高額になる場合があります。

利用方法をよく検討し、それに見合った料金プランを選択しましょう。

パケット定額制プランであっても、対象外のものがあるので注意が必要です。

②不当請求

ワンクリック詐欺への入り口？

ケータイ(パソコン)の無料サイトトラブルが多発しています。

完全無料のサイトだったはずなのに料金が発生するトラブルです。ワンクリックするだけで登録になり料金を請求されます。

無料の占いサイト・出会い系サイト・アダルトサイト・懸賞サイト・・・にアクセスしたつもりが料金発生！

個人情報流出？

ワンクリックで料金が発生し、驚いて「連絡はこちらへ」と記載があった所へ連絡すると、氏名・住所・年齢・自分の電話番号・親の勤務先・・・などを聞かれてしまいます。

知らずに大事な個人情報を渡すとカモリストに載せられてしまうため、次のトラブルを招くこともあります。



エッ！払っちゃだめなの？

不当請求では「**クリックした**」「**登録完了**」「**登録料の請求画面**」と言う事実があるので支払い義務があると思ってしまうのですが、**こちらが契約の意思表示をしていない場合、契約は成立していませんので、支払う義務はありません。**

この契約が成立しているかどうかは、**業者の提示した金額を支払ってそのサイトを利用するつもりだったか**ということです。また、登録のために入力した項目の訂正や確認のための画面が設けられていない場合、契約が成立していないこともあります。

未成年者の場合、契約が成立したとしても未成年者取り消しが可能になります。
子供の小遣いの範囲外の契約には親の同意が必要だからです。

よく分からないまま支払うことは次のトラブルを招きます。支払わないこと、連絡しないこと、メールアドレスの変更や着信拒否をして様子を見ましょう。

このような不当請求のトラブルに巻き込まれないためには、サイトの入り口にある利用規約を必ず読むこと。**利用規約**には、契約の内容として約束事（金額・支払い方法・退会の仕方など）が記載されています。



③チェーンメール（インターネット版不幸の手紙）？

鎖のようにつながっていくメールを言います。「TV番組の企画でどこまで続くか実験しています」「このメールを止めた場合は不幸が訪れます」などや、出会い系サイトやアダルトサイトへつながるアドレスを含んでいるものもあります。

必ず誰かに転送するよう強いられますが、いわゆる迷惑メールですので、転送せず削除することが大切です。誰が削除したかは知られる事はありません。

どうしてもどこかに送らないと心配な場合は迷惑メール相談センター宛に転送しましょう。

迷惑メール相談センター

連絡先TEL 03 - 5974 - 0068（月～金・10:00～17:00）

転送先アドレス risu1@ezweb.ne.jp

dakef1@docomo.ne.jp

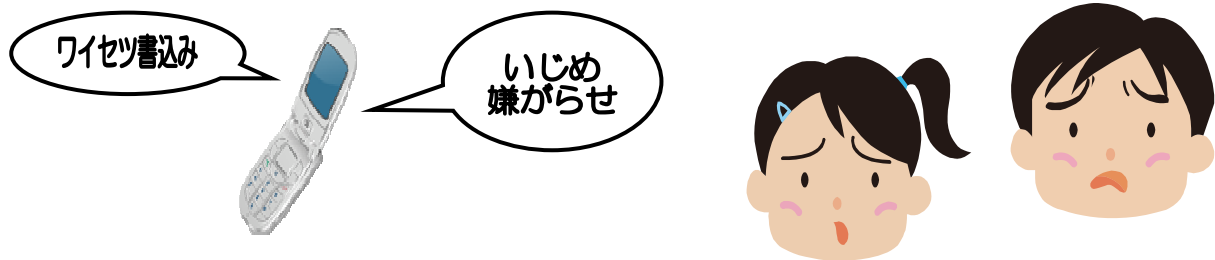
kuris1@t.vodafone.ne.jp などです。

HP(パソコン用) <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

④学校裏サイト？

学校公式サイトとは別に、学校が管理していないサイトをいいます。主に在校生や卒業生が利用する目的で運営されているようです。誰かが自分になりすまし自分の知らないところで事実と異なる書込みをされた、誰かに自分のメールアドレスを公開されて援助交際目当てのメールがたくさん届くようになった、などのトラブルがあります。

その他いわゆる**掲示板**、**プロフ**（自分のプロフィールを公開するサイト）などでも、誹謗中傷やわいせつ書込み・わいせつ画像のやり取りなどのトラブルが起きています。



ケータイを持たせる？持たせない？

IT時代においては、子供を信じつつ、ケータイの利用のしかたと使い方を指導する必要があります。ケータイにはどんなリスクがあるかを知った上で、子供がどんな利用目的で欲しいと言っているのか、本当に必要かを充分話し合しましょう。

必要と判断しても**フィルタリング**機能（有害サイトアクセス制限サービス）を活用して、見せたくないサイトを見られないように設定します。子供の判断力、自制心、責任感が身についたら徐々にフィルタリングを解除するという方法を選びましょう。

出会い系サイト規制法では、保護者の責務として18歳未満の子供が出会い系サイトを利用しないよう必要な措置をするよう努めなければならない、とされています。

ルール作り（親子でケータイのルールとマナーについて話し合う）

利用目的をはっきり決める。

食事中や懇談中、深夜は使わない。

金額の上限を決める。（料金チェックをこまめにする・利用時間の制限）

学校内では学校のルールに従う。

他人を傷つけるような使い方はしない。

（いじめ、チェーンメール、悪質な書き込みなど）

自分の情報（名前、年齢、写真、学校名など）をネットで公表しない。

おかしいメールが来たら、すぐ親に報告する。

ケータイを人に貸さない、なくさない。

ルールを守れない時には使用をストップする。

などです。



困ったときの相談先

富里市消費生活相談室 93 - 1111

毎週月・水曜日、第2・3・4金曜日
午前10時～正午、午後1時～午後4時

千葉県消費者センター 047 - 434 - 0999

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時

参考情報ホームページ

ASU・ナビ (アス・ナビ) <http://members3.jcom.home.ne.jp/asunavi/index.html>

(社) 電気通信事業者協会

<http://www.tca.or.jp/japan/information/keitai/index6.html>

(財) インターネット協会 (インターネットホットライン連絡協議会)

<http://www.iajapan.org/hotline/>

警察庁サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>



各携帯電話会社の問合せ先

NTTドコモ ドコモの携帯電話から局番なしの 151 (無料)

一般電話から 0120 - 800 - 000 (無料)

ホームページ <http://www.nttdocomo.co.jp/>

KDDI auの携帯電話から局番なしの 157 (無料)

一般電話から 0077 - 7 - 111 (無料)

ホームページ <http://www.kddi.com/>

ソフトバンク ソフトバンクの携帯電話から局番なしの 157 (無料)

一般電話から 0088 - 21 - 2000 (無料)

ホームページ <http://mb.softbank.jp/mb/>

イー・モバイル イー・モバイルの携帯電話から局番なしの 157 (無料)

一般電話から 0120 - 736 - 157 (無料)

ホームページ <http://emobile.jp/>

ウィルコム ウィルコムのPHSから局番なしの 116 (無料)

一般電話から 0120 - 921 - 156 (無料)

ホームページ <http://www.willcom-inc.com/ja/service/filtering/index.html>

フィルタリングや利用制限サービスの内容は各社異なります。詳しくは上記へお問合せください。

